

**丸森町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

丸森町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子どもたちにより良い教育を行うことを目的に「学校における働き方改革」が進められ、本町では令和7年3月に策定した「第六次丸森町総合計画」の基本目標に掲げる「幼児・学校教育の充実」を推進するため、児童生徒が自ら学習する意欲を高めるとともに教育職員の資質向上や教育実践上の課題解決が図れるよう取り組むもの。

(2) 本町の現状

本町では、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針は定めておりませんが、校務支援システムの導入や教員業務支援員等の教育職員支援事業を活用している。

上記事業を活用しておりますが令和6年度における教育職員の在校時間は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月33時間	22.8%	1.6%
中学校	月57時間	61.4%	21.1%

小学校においては月45時間以上を超える割合は30%以下ではありますが、中学校は61.4%と割合が高く、授業準備や部活動などの負担が大きくなっており、今後は部活動地域展開などを推進し、教育職員の業務に、教育の質の向上のため必要な時間的余裕を創出することが必要である。

また、令和7年12月に実施した教育職員を対象としたアンケート調査結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

なお、時間外在校等時間は、限りなく「0」に近づくことが望ましいことを、教育委員会として機会を捉え啓発していく。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の取得日数を10日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下とする。

※厚生労働省の公表しているストレスチェック制度実施マニュアルにおける「高ストレス者」の判定基準では、おおよそ全体の10%程度が「高ストレス者」となるよう設計するとされている。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

※国の目標（令和11年度までに平均30時間程度に削減）に準拠

4.実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者・地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校における自主的な見回りは行わず、町防犯協会等が実施している防犯パトロールに委ねる。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・各学校において、現金の取扱いをしないように効率的な仕組みの導入について検討する。
- ・給食費は全額公費負担とし集金は行わない。（令和5年度より）

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・苦情等に対応する相談・受付窓口設置の検討や専門的に対応できる環境を整備するとともに、町長部局と連携し、必要に応じて弁護士等の専門家を活用できるよう体制の構築を図る。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・校務支援システムや保護者連絡システム等の機能を活用することによって、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について、民間業者へ委託を行い、教育委員会やICT支援員と連携を図る。

◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続きの電子化等を検討し、負担軽減を促進する。

◇校舎の開錠・施錠

- ・機械警備や業務員業務委託の継続とともに、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

◇児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・各学年児童生徒の発達の段階や実態に応じて、休み時間にどの程度の体制が必要か検討し、担任以外（教員業務支援員含む）のマンパワーも活用しながら見守りを行う。

◇校内清掃

- ・学校支援ボランティア等を活用し、児童生徒による未清掃部分の解消や清掃指導の合理化を図る。

◇部活動

- ・原則、休日の全ての部活動の地域展開を推進する。部活動時間の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員や教員補助者を全学校に配置する。
- ・教材の印刷等は、紙の使用を控え、ICTを活用して効率的・効果的な授業準備を行う。

◇学習評価や成績処理

- ・校務支援システムやデジタル技術の効果的な活用を推進し、ペーパーテストに偏らない多様な学習評価を行うことにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への出席を要請し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修会を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時間や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以降は年間で1086単位時数以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の電話対応については、保護者への周知を徹底するとともに、録音機能付き電話機に更新する等検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に町の産業医等の面接指導を実施する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。(宮城県公立学校共済)
- ・年次有給休暇については、必要に応じて取得し、心身のリフレッシュが図れるよう推進する。
- ・ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会や教頭会など様々な機会を捉え、一人一人の教育職員へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係機関等とともに取り組む。
- ・地域と共にある学校を目指し、令和9年度から学校を順次コミュニティ・スクールに移行する。その中で、保護者や地域の方々に對して、本町における業務量管理・健康確保措置の内容や当該学校の取組について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

【学校以外が担うべき業務】

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 6 調査・統計等への回答
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- 10 校舎の開錠・施錠
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 12 校内清掃
- 13 部活動

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- 14 給食の時間における対応
- 15 授業準備
- 16 学習評価や成績処理
- 17 学校行事の準備・運営
- 18 進路指導の準備
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応